関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令(案)参照条文目次

関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)(抄)	〇関税	〇 関税	〇 関税	〇 関税	〇 関税
の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)(抄)	定率法第五名	暫定措置法的	暫定措置法	法(昭和二-	定率法(明治
(昭和三十年政令第二百三十七号)(抄)	采の規定によっ	施行令(昭和1	(昭和三十五年	十九年法律第六	石四十三年法律
(昭和三十年政令第二百三十七号)(抄)	の便益関税の	一十五年政令	十法律第三十	八十一号)(作第五十四号
(昭和三十年政令第二百三十七号)(抄)	適用に関す	第六十九日	六号) (払		(抄)
二百三十七号)(抄)	9る政令 (_		 	
二百三十七号)(抄)	(昭和三十年	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	_	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	
	百三十七号	1 1 1 1 1 1	 	 	1 1 1 1 1 1
	(抄)	 	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
	 	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	 	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	 	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	 	

◎ 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)

(便益関税)

第五 項並びに第九条第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、 定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。 条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。 政令で定めるところにより、 以下この条、次条第一項及び第二 国及び貨物を指定し、当該

◎ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(抄)

(証明書類の交付及び統計の閲覧等)

第百二条 税関は、 次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しなければならな 政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付すると

輸出され、若しくは積み戻され、又は輸入された貨物

二·三 (省 略)

2 5 5

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び同表において「輸入基土条の三 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物 (許表に定める税率 |表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。) 及び世界貿易機関を設立するマラケシュ (課税標準及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(数量」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第六号及び (八項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、 一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の (第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。) のうちいずれか低いもの (関税についての条約 関税定率法第三条

いう。 該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当 数量」という。)を超えた場合に限る。 う。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該法別表第一○○一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。)又は同表第一○○三・九○号に掲げる物品のうち飼料用のものを ざれるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十九年度においては、 あつては 規定及び同法第五条 同法別表に定める税率。 (便益関税) 次条第一項において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に の規定による便益を受けない国 (その一部である地域を含む。) の生産物で輸 飼料用麦(

2 · 3 (省略

4 区分に応じ、 |分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。(※ただし書・各号は省略)第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、 次の各号の

5 · 6 (省略)

一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費 量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、 第一項及び第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する輸入数量は、 それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。 関税法第百二条第

8 (省略)

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

貨物 七条の七 て政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類 を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとし -邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは.直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実 (第六項及び第七項におい 「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途 より我が国と我が国以外の締約国 二十四条8向に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずること (当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項におい)携協定の規定に基づき、 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定 政令で定めるところにより、 (固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。 貨物及び期間を指定し、 次の措置をとることができる。 以下同じ。)との間の経済上の連携 いて「 0

- 関税率の引下げを行わないものとすること。 間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定され
- 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき 関税定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いも (以下「実行税率」という。) の範囲内において関税率を引き上げること。

特恵関税等

八条の二 経済が開発の途上にある国 一条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。 という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、 益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特恵受益国等 (固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、関税について特別

乗じて得た税率 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるも関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの「同表に定める税率 (同法別表 (別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を 別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。) 同法別表に定める

第五に掲げる物品以外のもの 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、 (同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除 第四及び

特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。 の便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもの 一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税について 当該物品の原産地である

を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税 いう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。 (関税定率法別表 (別表第一に掲げる物品にあつては、 (第一項の規定により課される関税 同表) 及び同項第一号

る関税の率は、 に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、 同項に定める日までに輸入されるものに課す

一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。 政令で定める。

0 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号) (抄)

経済連携協定

九条の二 法第七条の七第一項 の政令で定める国際約束は、 次のとおりとする。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間 の協

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構 成国の間

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間 の協定

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和 国 との

間

間の協定

十十十九八七六五四二一 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協 定

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

0 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号) (抄

益関税を適用する国

第 関税定率法 (以下「法」という。) 第五条の規定により関税についての便益を受けることができる国 (その一 部である地

を含む。以下同じ。)は、別表に掲げる国とする。

(便益関税を適用する貨物)

第二条 法第五条の規定により関税についての便益を受けることができる貨物は、別表に掲げる国の生産に係る貨物のうち、世界貿 易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲 許表の第三十八表の日本国の譲許表に掲げる貨物とする。

(便益関税の税率)

2 第三条 前条に規定する同譲許表に掲げる貨物に対して課する関税の税率は、当該貨物の区分に応じ、 前項の規定は、同項に定める税率より低い税率を定める法令の規定の適用を妨げない。 同譲許表に定める税率とする。